

[QANAT クラウドソフトウェア利用サービス約款]

クラウド環境におけるソフトウェアの利用に関する、本約款に基づくJBCCクラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCCクラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項(特則条項がある場合は特則条項を含む)が適用されます。

[1]サービスの概要

本サービスは、インターネット環境を通じたクラウド基盤上で稼働するソフトウェアの利用機能の提供(以下、「ソフトウェアサービス」という)およびソフトウェアサービスの利用に関するサポート(以下、「サポートサービス」という)ならびにそれらに対するオプションを一体として提供するサービスであり、その詳細は、以下に記載のとおりとします。

[2]ソフトウェアサービス

- 1.ソフトウェアサービスとは、お客様がインターネット環境を通じJBCCまたは第三者の指定するクラウド基盤上のサーバーにアクセスすることにより、当該サーバーから提供されるサービスの対象となる特定のソフトウェア製品(以下、「対象ソフトウェア」という)の機能を、使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができるサービスをいいます。
- 2.対象ソフトウェアには、対象ソフトウェアに関連した文書ならびにJBCCまたは対象ソフトウェアに関するソフトウェア権利者によるソフトウェア更新等も含まれるものとします。

[3]クラウド環境

- 1.お客様は、お客様のサービス利用環境から乙の指定するURLにアクセスしてクラウド基盤上で稼働させる方法によってのみ、ソフトウェアサービスを利用することができるものとします。
- 2.クラウド基盤およびサーバー等の当初仕様、提供容量ないし通信量の制限等については、本約款に別段の定めある場合を除き、次のURL(<http://store.orenocloud.tokyo/html/speclist.html>)に記載のとおりとします。当該仕様ないし利用可能な提供容量、通信量等の変更をお客様が希望する場合は、別途JBCCに申入れの上所定の料金を支払うものとします。

[4]ソフトウェアの使用許諾

JBCCはお客様に対し、お客様が本契約を遵守することを条件として、JBCCが自ら有する権限に基づき、サービス明細に定める対象ソフトウェアの機能をお客様が利用する非独占的権利を許諾します。本契約条項の他、アドオンやカスタマイズ等に伴うものを含め、対象ソフトウェア固有の詳細サービス内容ないし提供条件等については、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

[5]ライセンス

- 1.対象ソフトウェアに許諾ライセンス数の制限があるときは、サービス明細にて定めるものとします。1ライセンスは当該ライセンスの有効期間中1利用者でのみ利用することができるものとし、JBCCの書面による承諾なくして許諾を受けた1ライセンスを同時、異時を問わず、複数人で利用することはできません。
- 2.お客様がライセンス数を増加しようとするときは、別途お客様JBCC間でJBCC所定の方法をもって合意することにより、本契約に追加することができるものとします。

[6]ソフトウェアサービス利用可能時間帯

クラウド基盤の利用時間が制限されている場合は、ソフトウェアサービスの利用可能日、利用可能時間帯は、当該利用時間に従うものとします。

[7]サポートサービス

- 1.サポートサービスとは、お客様がソフトウェアサービスをより有効に利用するために利用可能な次の内容のサービスをいいます。
 - (1)Q&Aサービス(メール)
 - ①JBCCは、対象ソフトウェアに関する操作・運用に関するお客様の予め特定された者(管理者)からの問合せに対応します。お問合せフォームについては、JBCCの指定によるものとします。
 - ②問合せ先は、次のURL(http://support.orenocloud.tokyo/qa_form.html)に記載のとおりとします。変更があった場合は、別途JBCCよりお客様に対しメール等の方法により通知されるものとします。
 - (2)バージョンアップサービス
対象ソフトウェアに関し以下のアップデート版がリリースされた場合、JBCCの判断により対象ソフトウェアを最新版に更新するものとします。なお、対象ソフトウェアにより、JBCCがお客様に対しメール等の方法で予めリリース情報の提供を行うものについては、お客様は自らの責任と判断により、アップデートの時期を決定するものとし、お客様がアップデートしないことにより生じた対象ソフトウェアの不具合についてはJBCCは責任を負わないものとします。
 - ①機能強化に伴う更新情報
 - ②更新プログラム
 - ③リリース、バージョンアップ
- 2.サポートサービス実施の必要が生じたことが対象ソフトウェア以外のソフトウェア、機器等に起因しあるいはお客様または第三者の責に帰すべき事由によるものであった場合は、お客様は、JBCCからの請求に従い、JBCC所定の基準に基づく料金ないし費用を支払うものとします。

[8]サポートサービスの利用時間帯

- 1.Q&Aサービスに基づくJBCCの回答は、次のURL(http://support.orenocloud.tokyo/qa_form.html)に記載の時間帯において提供されるものとします。
- 2.ソフトウェアサービスが停止している間は、サポートサービスも提供されないことがあります。

[9]サービスの提供条件

- 1.IDおよびパスワード管理
 - (1)ソフトウェアサービスは、IDおよびパスワード管理を行っただけのみ利用できるものとします。
 - (2)お客様における利用者が相当数となる場合において、JBCCがその判断によりお客様に対し管理用IDの付与を許諾するときは、サービス明細にて定めるものとします。
- 2.サポートサービスの利用は、次の各号の事項が条件となります。
 - (1)サポートサービスは、ソフトウェアサービスの対象ソフトウェアに対してのみ提供されます。
 - (2)サポートサービスの利用にあたっては、JBCCより付与されたお客様番号が必要となります。また、IDをお知らせいただく場合があります。

- (3)サポートサービスは、1IDごとに、ご登録された1名のみ利用可能とします。なお、当該IDには、お客様における利用者が相当数となる場合に、共通契約条項の定めに基づきJBCCの判断によりお客様に対し付与した管理者用IDに基づき内部管理用に発行されたIDは含まれないものとします。
- (4)お客様は、サービス利用状況を管理するとともに利用申し込みもしくは利用条件の変更などにおいて、JBCCとの窓口となる者をあらかじめ定めるものとします。その変更が生じた場合、お客様はJBCCに対し速やかに通知するものとします。
- (5)サポートサービスにおけるお問合せ並びに回答は全て日本語でなされるものとし、それ以外の言語でのお問合せについては、JBCCは対応義務を負わないものとします。
- (6)サポートサービスは、お客様に対する支援を目的としたサービスであり、サービスの内容に誤りのないこと、お客様の特定の使用目的を満たすこと、およびサービスの結果を保証するものではありません。

[10] サポートサービスの適用除外

サポートサービスには以下の各号に関するサポートは含まれません。

- (1)対象ソフトウェア以外の他のプログラム、ソフトウェアもしくは機器等に関する事項、またはそれらとの組合せに起因する事項。
- (2)ソフトウェア権利者によるサポート期間が終了した対象ソフトウェアに関する事項。
- (3)通信回線の障害等JBCCの責によらざる事由により対象ソフトウェアの稼動に支障がある場合。
- (4)稼働環境および稼働環境に接続または連動されたコンピューターおよびソフトウェア等に起因する事由により対象ソフトウェアに生じた支障。
- (5)対象ソフトウェアのアドオンやカスタマイズ等に関する操作、運用に関するお問合せ対応および情報提供、ならびにトレーニング、カスタマイズ、インテグレーションの提供。
- (6)対象ソフトウェア所定の使用環境・使用方法以外の環境で使用または利用した場合、ならびにソフトウェアサービスにおいて認められた使用許諾の範囲を超えた使用または利用した場合。
- (7)JBCC以外の者による複製、改変、翻案、補修・改訂等がされた対象ソフトウェアに関する事項。
- (8)業務、システム構築、開発に関連する事項。
- (9)コーディング等、プログラムを追跡調査が必要となる事項。
- (10)オンサイトサポートまたはリモートアクセスが必要なトラブル対応。(但し、JBCCがリモートアクセスでの支援を希望した場合を除く)
- (11)ハードウェア障害や導入に関するトラブル対応。
- (12)クラウド環境において対象ソフトウェアを利用するために別途契約したサービスに関する問合せ対応および情報提供。

[11] 利用期間

本サービスに利用期間の定めがあるときは、特則条項に記載のとおりとします。

[12] オプション

本サービスにおいて提供されることのある有償の、サービスの機能追加／向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションを購入する場合には、サービス明細に記載するものとします。サポートオプションがある場合、その内容は、特則条項に記載のとおりとします。

[13] サービス料金

1. 利用料

(1)本サービスの利用料は「月額固定制」とし、日割り計算はされないものとします。「従量制」の利用料があるとき、その計算方法等は、特則条項に記載のとおりとします。

(2)お客様は、オプションを単独で購入することはできません。料金は購入した月分から発生し、日割り計算はされないものとします。

2. 超過料金

本サービスにおいて、クラウド基盤およびサーバー等の当初仕様、提供容量ないし通信量の制限等を超える利用があったときは、お客様はJBCCからの請求に従い、超過料金を支払うものとします。この場合、お客様およびJBCCは、次月以降の契約内容を見直すものとします。

3. その他料金

前各号の他、その他発生する料金は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

特則条項

[クラウド基盤](AWS)

[14] クラウド基盤の指定

1.[3]に係るソフトウェアサービス所定のクラウド基盤とは、次のとおりとします。

(名称) Amazon Web Services
(クラウド事業者) Amazon Web Services, Inc.

2.クラウド事業者所定の利用規約は、次のURLに定めるとおりとします。

(利用規約) <http://aws.amazon.com/jp/legal/> 「各種規約・法務関連」 ※2016年1月1日現在